

議案第34号

北名古屋市議会委員会条例の一部改正について

北名古屋市議会委員会条例（平成18年北名古屋市条例第153号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年3月21日提出

提出者	北名古屋市議会議員	神田 薫
	同 上	さいとう 裕美
	同 上	上野 雅美
	同 上	渡邊 麻衣子
賛成者	北名古屋市議会議員	福岡 康
	同 上	井上 一男
	同 上	まみや 文枝
	同 上	伊藤 大輔
	同 上	川淵 康宏
	同 上	小村 貴司

提案理由

この案を提出するのは、組織機構改革に伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市議会委員会条例の一部を改正する条例

北名古屋市議会委員会条例（平成18年北名古屋市条例第153号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ア中「総務部」を「総合政策部」に改め、同号イ中「財務部」を「総務部」に改め、同項第2号イ中「福祉部」を「福祉こども部」に改め、同項第3号ア中「防災環境部」を「生活安全部」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。